

### 第3章 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

新規申立てによる1件を取り扱い、次年に繰越しとなった。

##### (1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和7年(不)第1号事件	7.7.24	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

##### (2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調(過去10年)

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新規申立ての理由別分類								和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し	
				1 号	2 号	3 号	1 2 2 3 号	1 3 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却			
28	2		2													1	1	2	
29																			
30		3	3	1	1				1										3
元	3	2	5				1		1			1				1	1	3	2
2	2	1	3		1							2		1				3	
3		2	2		2														2
4	2	2	4		2							1	1					2	2
5	2	2	4		2							2			1			3	1
6	1		1									1						1	
7		1	1	1															1
計	—	13	—	2	8		1		2			7	1	1	3	2	14	—	

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

## (3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終結事件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	件数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
			件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数						
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
5	3	327	1	449	1	449					2	266		
6	1	331									1	331		
7														
計	14	433	5	625	3	693	2	612	1	290	7	313	1	282

## (4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
5				1				1			2
6											
7	1										1
計	2	1		3	1		1	1		4	13

(5) 再審査の申立状況

本年中に申し立てられた再審査はなかった。

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

本年中に行われた履行確認はなかった。

## 2 不当労働行為事件審査の経過

### (1) 栃労委令和7年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	6名
被申立人	Y			申立時の従業員数	約80名
申立概要	<p>Xは、Y社内に令和6(2024)年6月1日に結成された第2組合である。</p> <p>組合員Aは、令和6(2024)年2月1日にYに入社し、同日から同年3月6日を期間とする雇用契約書を作成して以降、雇用契約書を交わしてこなかったが、令和7(2025)年3月21日、同年6月6日を期限とする雇用契約書に即日の署名を求められ、署名した。</p> <p>同年4月24日、Yは、組合員Aに雇用契約終了日を同年6月6日とする「契約期間満了通知書」を手交した。</p> <p>Xの求めに応じてYから通知された「雇止め理由証明書」によると、雇止めの理由は、組合員Aが、前回契約更新以降、就業時間中に車内での喫煙行為を少なくとも8回行ったこととされた。</p> <p>しかし、同年4月に「契約期間満了通知書」を手渡された時点では、営業管理部統括部長は、組合員Aに対し、「社内ではたばこを吸っていることは雇止めをする大きな理由ではない。」と述べていた。</p> <p>同年6月3日、XとYは、組合員Aの雇止めについて団体交渉を実施したが、Yには、組合員Aの雇止めを撤回する意思がなかった。</p> <p>Xは、こうしたYの対応が労働組合法第7条第1号の不当労働行為である労働組合の組合員であることの故をもって行われた不利益取扱いに該当するとして、救済の申立てをした。</p>				
	7条該当号	1			
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地位確認</li> <li>・バックペイ</li> <li>・ポスト・ノーティス</li> </ul>				
担当委員	公	安田	労	相羽	使 鍋島
審査状況	7.7.24	不当労働行為救済申立て			
	7.9.17	職員調査(被申立人)			
	7.9.19	職員調査(申立人)			
	7.10.20 ~7.12.3	第1~2回委員調査			
		調査回数		審問回数	
終結区分				処理日数	